

各 位

令和 5 年 6 月 2 1 日
朝 銀 西 信 用 組 合
代表理事 呉 相 錫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当組合大分支店元職員（49 歳、男性、支店長）による、お客様のご預金を着服するという不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関にあつて、このような不祥事件を発生させましたことを深く反省いたしております。また、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の方々、ならびに組合員の皆様方に多大なるご迷惑、ご心配をおかけすることとなり、心からお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、再発防止に向けて万全の態勢を整備し、信頼回復に全力を尽くして取り組んでまいります。

1. 不祥事件の概要

- 1) 当組合大分支店において、元職員（49 歳、男性、支店長）が、お客様からお預かりした預金を着服していたことが、令和 5 年 4 月 3 日判明いたしました。
- 2) 発覚の経緯ですが、令和 5 年 4 月 3 日（月）、事故者から「横領行為を行った」と告白があり不祥事件が発覚しました。翌日からは新たな店舗へ赴任する予定でした。
- 3) 全容解明調査を実施したところ、令和 3 年 1 月 18 日、お客様から依頼のあった定期預金の解約後の現金を着服し、その後も、お客様の定期預金及び普通預金を無断で解約・出金するなど横領を繰り返していたことが判明いたしました。事故金額は 6 先、256, 550, 171 円であり、実損金額につきましては、148, 332, 483 円であります。被害者の方々には既に補填を行っております。
- 4) 事故者は、令和 5 年 4 月 27 日付けで懲戒解雇処分いたしました。
- 5) 本事件につきましては、既に関係当局への届出を行っているほか、警察へ通報を行い、今後、告訴する予定としています。

2. 実損金額の処理について

本事件の実損金については、当組合の監事である公認会計士並びに監査法人とも相談・協議を行い、開示後発事象として令和 4 年度の期末決算を修正し処理を行いました。決算修正後の当期純利益（令和 4 年度）は、415 百万円となっております。

3. 再発防止策

今回の不祥事件の発生に対し、当組合内部に不祥事再発防止対策部を設置し、本事件の全容解明と再発防止に向けた対策を進めております。今後、①コンプライアンス(法令等遵守態勢)の徹底、②厳正な事務取扱の徹底、③職員教育の徹底等により二度と不祥事件を起こさないよう再発防止に努め、お客様の信頼回復に向け全力を尽くす所存であります。

4. 関係者の処分

今回の不祥事件の責任を明確にするために、関係役職員について厳正な処分を行います。

以上

この件に関するお問合せ先
朝銀西信用組合 総務部
TEL(082)263-1113